

令和4年度
三豊市成年後見制度利用促進審議会議事録

日時：令和4年10月20日（木）17：30～19：00
場所：三豊市役所危機管理センター 301・302 会室

1. 開会

事務局 司会	<p>本日は、お忙しいところ三豊市成年後見制度利用促進審議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。本日進行を務めます、三豊市地域包括支援センター社会福祉士の池田と申します。定刻がまいりましたので、只今から「令和4年度三豊市成年後見制度利用促進審議会」を開催させていただきます。</p> <p>初めに、委員の前田様におかれましては、他の会議と重なったため欠席との連絡を頂いておりますのでご報告申し上げます。</p> <p>また、本日は高松家庭裁判所首席書記官の松岡 正樹様、同じく観音寺支部庶務課長の山磨 賢一様をオブザーバーとしてお迎えしておりますので、どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>ここで、本日出席の委員の皆様のご紹介をさせていただきます。</p> <table border="0" data-bbox="443 965 1409 1480"><tr><td>三豊・観音寺市医師会理事</td><td>大塚 智丈 様</td></tr><tr><td>香川県弁護士会</td><td>秋月 智美 様</td></tr><tr><td>香川県司法書士会</td><td>原田 祥一郎 様</td></tr><tr><td>香川県社会福祉士会</td><td>三瀬 誠 様</td></tr><tr><td>三豊市介護サービス事業者協議会会長</td><td>仁井 昌彦 様</td></tr><tr><td>三豊市介護サービス事業者協議会理事</td><td>筒井 達也 様</td></tr><tr><td>三観地域自立支援協議会代表</td><td>熊川 宏美 様</td></tr><tr><td>四国学院大学 教授</td><td>西谷 清美 様</td></tr><tr><td>香川県社会福祉協議会 地域福祉課長</td><td>十河 真子 様</td></tr><tr><td>三豊市社会福祉協議会 事務局長</td><td>滝口 直樹 様</td></tr><tr><td>三豊市社会福祉協議会法人成年後見等事業担当</td><td>嶋田 真理子 様</td></tr></table> <p>また本日欠席されております、三豊市民生委員児童委員協議会連合会会長 前田 昭文 様と合わせまして 委員総数は12名となっております。</p> <p>続きまして事務局より自己紹介させていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none">・三豊市健康福祉部長 藤田・三豊市健康福祉部福祉事務所福祉課長 内田・三豊市健康福祉部介護保険課長 橋村・三豊市地域包括支援センター長 大西・福祉課、地域包括支援センターの社会福祉士 細川、山中、野島、神原	三豊・観音寺市医師会理事	大塚 智丈 様	香川県弁護士会	秋月 智美 様	香川県司法書士会	原田 祥一郎 様	香川県社会福祉士会	三瀬 誠 様	三豊市介護サービス事業者協議会会長	仁井 昌彦 様	三豊市介護サービス事業者協議会理事	筒井 達也 様	三観地域自立支援協議会代表	熊川 宏美 様	四国学院大学 教授	西谷 清美 様	香川県社会福祉協議会 地域福祉課長	十河 真子 様	三豊市社会福祉協議会 事務局長	滝口 直樹 様	三豊市社会福祉協議会法人成年後見等事業担当	嶋田 真理子 様
三豊・観音寺市医師会理事	大塚 智丈 様																						
香川県弁護士会	秋月 智美 様																						
香川県司法書士会	原田 祥一郎 様																						
香川県社会福祉士会	三瀬 誠 様																						
三豊市介護サービス事業者協議会会長	仁井 昌彦 様																						
三豊市介護サービス事業者協議会理事	筒井 達也 様																						
三観地域自立支援協議会代表	熊川 宏美 様																						
四国学院大学 教授	西谷 清美 様																						
香川県社会福祉協議会 地域福祉課長	十河 真子 様																						
三豊市社会福祉協議会 事務局長	滝口 直樹 様																						
三豊市社会福祉協議会法人成年後見等事業担当	嶋田 真理子 様																						

	<p>それでは、本日の出欠状況について確認させていただきます。委員総数12名のうち、出席委員11名。委員の半数以上の出席を得ておりますので、三豊市成年後見制度利用促進審議会設置条例第5条第2項の規定により、会議の開催要件を満たしておりますことをご報告いたします。</p> <p>なお、今回の会議に関しては議事録を作成いたします。議事録については、三豊市付属機関等の会議の公開に関する指針第10条及び第11条の規定によりまして、原則公開いたしますのでご了承のほど、よろしくお願いいたします。</p> <p>また、同指針第3条の規定により、付属機関等の会議は公開するものとなっております。傍聴者の受付をしましたが、現在、傍聴者はいらっしゃらないことを併せてご報告いたします。</p>
--	---

2. 会長及び副会長選任

事務局 司会	<p>続きまして、会長、副会長の選出になりますが、三豊市成年後見制度利用促進審議会設置条例第4条によりまして、委員の互選により定めるとありますので、委員の皆様から推薦等がございましたらお願いしたいと思います。</p>
出席者	<p>事務局の方で案がございましたらお願いします。</p>
事務局 司会	<p>ただいま、事務局案とのお声がありましたので、事務局から提案させていただきます。</p> <p>会長には、学識経験者で四国学院大学の教授、西谷委員、副会長には、弁護士で香川県弁護士会の秋月委員にお願いしたいと思います。委員の皆様、いかがでしょうか。</p>
出席者同意	
事務局 司会	<p>ありがとうございました。</p> <p>西谷委員、秋月委員よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、西谷会長より一言ご挨拶をお願いします。</p>

3. あいさつ

西谷会長	<p>ただいま会長ご指名いただきました西谷と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>さて、成年後見制度ですが、スタートして今日まで様々な課題が全国的にも取り上げられるようになりました。そのあたり、しっかりと議論していかなくてはならないと思います。</p> <p>どのような制度でも、その制度が市民権を得るには、相応の時間が必要だと感じています。そもそも制度や仕組みは人間が作ったものですから、社会福祉の立場からすると、やはりまずは人が第一で、次にそこに付いてくるものとして制度等があると考えます。</p> <p>しかし、実際には一度制度を作ると容易にはそこから離れられず、柔</p>
------	---

	<p>軟に応じることができなくなってしまう。本来、いよいよの際には思い切って制度の見直しや改訂をする心意気が必要だと思いますが、実際は難しいということです。</p> <p>その理由は様々ですが、私自身の過去を振り返りましても、ニーズを優先させて制度活用しようと思ってもなかなか上手くいかず、特別な事案、前例を作ってしまうことで仕組みそのものが瓦解することを恐れ、何ら実現できなかったということがあります。</p> <p>権利擁護を意識しながら地域福祉を推進する際には、個と地域の一体的支援が欠かせません。私たちの内側にある恐れを飛び越えて、委員の皆様と議論を重ね、住民の安心な暮らしの確保のために、ぜひ、委員の皆様の経験と見識、忌憚のないご意見を多々頂戴しまして、本審議会が言葉だけでなく実効性のあるものになりますように、努めて参りたいと思います。</p>
事務局 司会	<p>ありがとうございました。それでは、三豊市成年後見制度利用促進審議会設置条例第5条によりまして、会長のほうで議事を進めていただくということで、西谷会長、進行をよろしくお願いします。</p>
西谷会長	<p>では、協議事項1から4までありますので、次第に則り一つずつ進行してまいりますので、よろしくお願いします。</p> <p>協議事項1</p> <p>(1) 第二期成年後見制度利用促進基本計画について事務局から説明をお願いします。</p>
協議事項(1) 第二期成年後見制度利用促進基本計画について	
事務局 細川	<p>それではご説明いたします。</p> <p>まず、協議事項(1)の第二期成年後見制度利用促進基本計画について、国の資料も使いながら説明いたします。令和4年度より第二期成年後見制度利用促進基本計画、いわゆる国計画が策定されました。</p> <p>三豊市においては、国の第一期計画に基づき平成31年度より市の基本計画を策定し中核機関を設置することにより、相談及び支援体制の充実、市民後見人の養成、育成などに取り組んでまいりました。また年1回、審議会を開催し、進捗状況の報告や課題の共有を図ってまいりました。</p> <p>今回の第二期計画の特徴として、権利擁護支援策の総合的な充実というところが明確に示されました。</p> <p>資料4ページになりますが、本人を中心として意思決定支援や権利侵害の回復支援を行い、関連する様々なネットワークとつながり、地域連携ネットワークを推進していくイメージが描かれております。</p> <p>それから下の段は、本人を支えるチームやネットワークについてイメージ化したものが示されています。</p> <p>三豊市の場合も本人を中心とする「チーム」や関係団体が話し合う</p>

「協議会」というものがあり、また、かがわ後見ネットワークにより専門的なバックアップを受けているという多層構造があります。

次のページですが、この表は福祉行政、法律専門職等と家庭裁判所との連携を3つの場面に分けて整理したものです。

成年後見制度の「利用前」、「申立て準備から後見人選任まで」、「後見人選任後」の場面に分け、成年後見制度を利用する方が制度をきちんと理解し、後見人が決まった後も安心して制度を利用できるようになるためには福祉・行政・法律専門職などと家庭裁判所が情報共有することが重要であり、それぞれ機能を整理し、まとめています。

資料6ページは、家庭裁判所との連携強化について、「首長申立て等の候補者選任の例」を参考資料として入れております。

支援を必要とする方の情報を的確に家庭裁判所に提供し、後見人が選任される過程について市や中核機関、家庭裁判所の間で認識をすり合わせていくことが重要になります。このことは第二期計画にあるように申立て前や後見人選任後も同様であり、連携のイメージ共有が大事です。

資料7ページは三豊市の中核機関の体制を表にまとめたものです。

市、市社協、県社協が持っているネットワークを活用し、各機能においてコーディネートの役割を分担することで、全体として中核機関に求められている機能を担うという体制です。三豊市のような形態は全国的に、「機能分担型中核機関」と呼ばれています。

資料8ページは、三豊市における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のイメージです。本人を中心とした「チーム」とそれを支える関係機関による「協議会」、そして全体の取組状況を点検・評価する「審議会」の関係をイメージしたものです。このような仕組みにおいて三豊市では成年後見制度利用促進に向けた体制整備を行っています。

資料9ページは、国の第二期計画の工程表とKPIです。本日の審議会では、この表にある「優先して取り組む事項」について三豊市の状況を報告したいと思います。この優先して取り組む事項については、資料10ページに詳細説明があります。

まず、任意後見制度の利用促進についてですが、三豊市でも年に数件、市や中核機関で任意後見制度について相談を受けることがあります。ただ、本人が手続きを難しく感じたり、なかなか将来の不安を解消できなかつたりと相談を受けても制度利用に至らないのが実情です。説明の際に制度の中の監督人の報酬などがはっきりしない等、不明確なところがでてきて、任意後見制度についてはなかなか周知しにくいところがあります。この点につきましては、後ほど委員の皆さんからの意見がございましたらご発言いただけると助かります。

次に担い手確保・育成の推進についてですが、この後、三豊市社協から取組状況の報告を頂きたいと思います。また、下の段、市長申立て

	<p>の適切な実施についてもこの後、この後地域包括支援センターから実際の状況と具体的ケースについていくつか報告をさせていただこうと思います。</p> <p>それから「地方公共団体による行政計画策定」については資料 11 ページにありますように平成 31 年に策定した三豊市成年後見制度利用促進基本計画の中に示されているとおり、単体計画から他の計画に順次統合していく流れで進んでいます。成年後見制度利用促進につきましても今後は各計画との整合性をとりながら、また、地域の中、各分野でしっかりと進めていきたいと考えています。</p> <p>そして、最後に「都道府県による機能強化による地域連携ネットワークの推進」とありますが、この後、香川県社協より県全体の状況や支援体制についてお話いただければと思っております。併せて委員の皆様からそれぞれの立場・視点からご意見をお伺いできればと考えています。</p> <p>以上、簡単ではございますが協議事項 1 の説明でございます。</p>
西谷会長	<p>ありがとうございました。説明いただきました範囲で何か質問等ございましたら、ご発言をお願いします、</p> <p>ございませんか。では、またあとでご発言いただきたいと思います。</p> <p>続きまして（２）三豊市における取組状況についてこちらの報告をお願いします。</p>
協議事項（２）三豊市における取組状況について	
・市民後見人の養成・活躍支援	
嶋田委員 (市社協)	<p>それでは、三豊市社会福祉協議会における日常生活自立支援事業と法人後見事業の現状、そして市民後見人の養成及び活躍支援についてお話しさせていただきます。お手持ちの資料 12 ページからご覧ください。</p> <p>初めに日常生活自立支援事業についてです。この制度はご存じの方も多数いらっしゃると思いますが、認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力不十分な方の福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理、そして通帳や印鑑等の書類預かりを行う制度になっています。</p> <p>後見制度と似た要素もありますが、裁判所に申立てをして裁判所の判断で決定・開始されるものではなく、本人と社協との契約で事業利用ができる点が大きく違います。ですから判断能力が不十分であっても日常生活自立支援事業の契約内容が理解できるという前提のもとで利用できる制度です。財産管理や身上保護に関する契約等の法律行為全般を行う成年後見制度の利用は必要ないけれど、在宅福祉サービス利用手続きや金銭管理等が自分の力だけでは難しいという方が現在利用されています。</p> <p>こちらのデータは令和 4 年 9 月末現在のものですが、利用者件数は 52 件で年々増えています。利用者年代別では 50～70 代の利用が多く、性別では男性がやや多い状況です。初回相談経路としては、行政（包括</p>

や福祉課)からの相談が約半数、続いてケアマネ・障害の相談支援専門員となっています。また最近の傾向としては、家族と同居していても同居する家族にも課題があったり、家族関係の構築が難しいことで利用されている方が増加傾向にあります。

続きまして法人成年後見事業です。三豊市社協は法人として平成23年1月より後見受任しており、平成23年から現在までの受任累計は29件となっています。29件のうち27件が市長申立てです。令和4年9月末現在の受任数は20件で、そのうち日常生活自立支援事業からの移行は16件です。受任ケースの案件としては法人後見というメリットを活かし比較的長期に渡る支援が必要な障害者の方や、頻回な支援を必要とする在宅のケース、また日常生活自立支援事業からの移行ケースとして社協がそのまま後見人等に選任されている状況です。財産の状況や法的問題を含むケースについては、弁護士と役割分担して、弁護士と社協との複数後見として受任しているケースもあります。また、現在受任中の20件の方の居所は、施設入所の方が多くなっています。それから、在宅生活の方はすべて知的障害の方です。認知症高齢者の方は法人後見開始当初は在宅生活でしたが、認知症の進行等により施設入所になった方も増えています。

続きまして資料下段、市民後見人養成支援事業についての説明です。

現在、養成講座を受講された10名の方は、法人後見支援員や日常生活自立支援事業の生活支援員として登録しています。そして実際に私たちと一緒に直接支援活動し、後見支援員や生活支援員として実績を積み、2か月に1回のフォローアップ研修に参加していただいています。

そのような中、市民後見人養成についての課題としては、コロナ禍により施設入所している方との面会が難しいため、後見支援員としての活動が限られていることです。また、在宅生活をしている被後見人の方とは面会は可能ですが、社協が受任している在宅における後見人案件については、複雑な課題を抱えていたり、頻回な支援を必要としている方が多いので、市民後見人が受任するケースとしては難しいと感じています。

したがって、先進的に取り組んでいる他の市町社協と同様に、施設入所されている方の案件を市民後見人のケースとして引継ぎたいと考えています。しかし、コロナ禍で施設入所されている被後見人の方の面会が困難ということで結果として後見支援員へのケース移行が難しい状況が続いております。

ただ、はっきりとはわかりませんが、市民後見人の活動を見越し、施設入所されておられ課題の少ない方を法人後見として受任していますので、今後コロナ禍による面会制限が緩和されることで、これから市民後見人の活性化が見込まれるのではないかと考えております。

資料14ページです。ここに「個別課題から地域づくりへの取組み」

	<p>て？」とありますが、先ほど事務局からの説明（10 ページ）にもありましたように、第二期成年後見制度利用促進計画の中で優先して取り組む事項の中で、担い手の確保・育成等の推進とありましたが、市民後見人等の育成・活躍支援は、地域共生社会の実現のための人材育成や参加支援、地域づくりという観点も重視して推進するとあります。</p> <p>この地域づくりについて、私たちはこれまで本人の目の前の課題解決のために、支援機関や専門職と連携して日常生活自立支援事業や法人後見事業を実施してきました。しかしながら、支援を必要としている本人の生活拠点は地域であるにも関わらず、地域の支えで課題解決がどうもなされていないのではないかと感じ、地域支援や地域づくりにつながっていない現状に対して、現場では個別支援を行うことの広がりに行き詰まり感がある状況でした。</p> <p>そのような中、三豊市では成年後見制度利用促進基本計画が施行されました。そこから現場の私たちに見えてきたのは、中核機関設置を通じて市民後見人の養成を行うことが地域づくりや参加支援の切り口になっていくのではないかとということでした。</p> <p>もちろん、市民後見人には担い手としての役割やニーズがあるのは理解していますが、担い手を増やすだけが解決ではないと思っています。これまでの相談支援を中心とした体制の充実に加えて、地域共生社会の概念に基づいた参加支援や地域づくりなど、包括的支援体制の構築へ向けた取組みを実施していくために、地域住民として権利擁護の担い手である支援員や市民後見人の活動を通じ、そこに住む地域の方々に権利擁護の取組みを知ってもらうことや、そこに暮らす本人に対する理解者を増やすこと、また本人を主体としたニーズに対して、不足している地域資源など新たに見えてくるのが、地域において権利擁護の仕組みづくりの出発点になるのではないかと考えております。</p> <p>また、支援を必要としている方についても地域社会の一員として多様なつながりやその方の出番や役割を作るように支援をすることになりますが、これまで以上に課題解決型支援が充実するとともに、本人が地域で生きることを支える理解者や社会資源を増やしていくことも私たち支援者の重要な役割だと思っています。</p> <p>なかなか難しいところではありますが、今後も第二期成年後見制度利用促進計画を踏まえながら個別支援を支える地域づくりについてこれからも考えていければと思っています。</p>
西谷会長	<p>ありがとうございました。ただいま、社会福祉協議会から報告、説明を頂きましたが、このことについてご質問やご意見のある方がいらっしゃいましたらお願いします。せっかくの機会ですので、ご発言よろしくお願いします。</p>
熊川委員	<p>市民後見人養成の事業は令和2年だけの実施ですか。</p>

(障害者分野)	
嶋田委員 (市社協)	<p>そうです。市民後見人は育成を重視しておりまして、実際に後見人として活動が独り立ちできるまではと考えると、養成には年スパンでの対応が必要ですので、毎年ではなく、3～4年に一度の育成を考えています。実際、他の市町でも養成の実施については5年に1回や2～3年に1回のところもあります。</p>
西谷会長	<p>ありがとうございました。その他の方、いかがでしょうか。</p>
大塚委員 (医師会)	<p>三豊市の日常生活自立支援事業利用について、認知症の人の利用割合が全国と比べて少ないようですがその背景には何かあるのでしょうか。</p>
嶋田委員 (市社協)	<p>判りませんが、法人後見の利用は認知症の人が多いのですが、日常生活自立支援事業の利用者は認知症の人が少ないですね。タイミングによるのかもしれませんが。現在のところは、認知症の人の利用は全国と比べては少ないです。</p>
西谷会長	<p>そこは、相談経路と関係あるのでしょうかね。 例えば、地域包括がそういった方たちとつながり、そこから社協に相談が入るということが影響しているのではないのでしょうか。</p>
嶋田委員 (市社協)	<p>そうですね。もちろん包括からの相談もたくさんありますが、障害の方が多く理由としても福祉課からの相談も多いですし、その都度連携していますので、そういったところから増えていくとは思いますが。</p>
西谷会長	<p>初めての試みということでやむを得ないとは思いますが、市民後見人を養成すると、ぜひ動いてほしいという気持ちが前に出てしまい、本来の必要性の是非とは別に市民後見人の活動の枠を作ってしまうことがあります。「施設を造ると、そこに人が入所してベッドが埋まる」という事態とよく似た現象です。なければなくても何とかやれていたのですが、造ってしまったことで進めなければならないとしたら、やはりしっかりと検討する必要があります。 そのような意味を込めて、今後も市民後見人を養成し、価値のある活動を街中で展開していただける後押しをお願いしたいと思います。先ほどの報告の後半部分で、「どうも地域づくりにつながっていない」とお発言され、そのような考えをお持ちだということを知り安心しました。 それから、課題解決型支援についてですが、最近は伴走型支援というものが主流になりつつあります。たちまち解決することが困難な課題や生活の問題に対して、支援者と被支援者が時間をかけて相互に耐え忍んでいくようなかわり方も大切で、三豊市社協の報告からは、そのような伴走型支援の実践がみえてきました。 他にご意見ある方はいませんか。いらっしゃらないようなので、次に進めてまいります。 (2)の二つ目をお願いします。</p>
・市長申立て	ケース概要とその特徴

(2) 三豊市における市長申立て、ケース概要とその特徴について説明します。資料は15ページになります。なお、この資料は『最高裁判所事務総局家庭局の成年後見関係事件の概況』より一部抜粋しています。

令和3年には申立人と本人との関係について、市区町村長申立ての割合が一番多くなっているのが特徴です。成年後見制度を利用するためには、家族による申立てではなく市長申立てが必要な方が増えていることがこの資料からわかります。そこで、次のページでは三豊市における市長申立ての現状を報告します。成年後見制度に関する相談件数は徐々に伸びてきている傾向にあり、市長申立てについては平均すると年間約10件程度で推移しております。

また、権利擁護支援という中で市長申立てというのは、虐待対応との関連があり、資料17ページでは市長申立てと高齢者虐待との関係をまとめてあります。これは、平成19年から令和3年の15年間のものをまとめたものです。三豊市では高齢者虐待に関する相談が実件数で412件ありました。その内、成年後見市長申立てに至ったものが50件です。

そこで、この50件について虐待種別を見ますと、図1身体的虐待や心理的虐待と重なるものもありますが、「セルフネグレクト」と「ネグレクト」に該当するものが多数を占めている特徴があります。つまり、命の安全を自分自身や養護者に守ってもらえない状態となり、成年後見市長申立てになっていることがわかります。

また図2ですが、市長申立て件数がこの間106件ありますが、このうち日常生活自立支援事業から移行したものが14件、そのうち2件はネグレクトにより日常生活自立支援事業を利用した後、成年後見制度に移行したケースです。この日常生活自立支援事業から成年後見制度に移行したケースの特徴としては、施設入所や在宅での介護サービスの契約が本人のみでは難しくなり必要に迫られて成年後見制度に移行しています。このような場合、生活が崩れたり、セルフネグレクトになる前に成年後見制度につながっているという特徴もあります。また一方でこの表には表れていませんが、判断能力の低下がみられても、成年後見制度利用の必要に迫られていない場合は、日常生活自立支援事業から移行せずそのまま利用を継続しているケースもあります。

成年後見制度の利用が必要な場面について具体的な状況について、資料18ページでいくつかケースをご紹介します。時間の都合ですべて読み上げず要点のみお伝えします。

ケース1：養護者から経済的虐待、介護放棄（ネグレクト）、身体的虐待があり本人を施設へ措置した後に市長申立てをしたケースです。施設入所後は生命の安全は確保でき落ち着いたが、後見人がいないと、再び養護者からの金銭搾取や施設との契約解除などをされる可能性があるため保佐人の存在が欠かせないというものでした。

ケース 2：本人に知的障害があり、清潔保持や金銭管理ができないために生活に支障がでていたケースです。本人からの SOS はなく、これまで福祉サービスの利用はありませんでした。ただ、飼い猫の苦情が市に入ったことから本人の生活状況が判り地域包括支援センターに相談がつながりました。日常生活自立支援事業から成年後見制度へ移行し、現在、本人は施設へ入所し落ち着いて生活しています。本人も今の生活の継続を望んでいます

ケース 3：認知症が進行し生活に支障が出ていたものの介護サービスの利用を本人が拒否していたために、実際には食べ物にも困るなどのセルフネグレクト状態だったケースです。民生委員がよくしてくれていたものの限界があり、地域包括支援センターに相談がありました。市長申立てにより社協が成年後見人となり認知症対応型のグループホームへ入所。その際には民生委員が話や入所準備をしてくれ移行ができました。入所後は落ち着いて心身の健康維持が図られています。このとき関わってくれた民生委員は現在市民後見人養成講座を受講されています。

ケース 4：消費者被害のおそれがあり弁護士に相談し解決したケース。その後、成年後見人が就き健康状態維持を図るために在宅から施設入所に至りました。その後は消費者被害のおそれもなく、今は安心して生活が送れています。

次の 20 ページでは、その他、成年後見制度の利用が必要な場面、事項として、こういった場面があることを紹介しております。どうなったら成年後見制度の利用になるのかという議論の中でもよく出てくる場面です。ここに挙げましたケースについては、成年後見人だけですべて解決できるものではなく、成年後見人等には連携する関係者の一人として、チームの一人として、適時、本人に関して適切な代理権を行使する役割が期待されていることがわかります。また、日常的な支援につきましては主に身近な支援者が本人の意思決定に沿って支援が行われているのが現状です。

今、紹介した虐待対応ケースについては、専門職が後見人等にならないければ難しいのでは、と思われるかもしれませんが、セルフネグレクトやネグレクトのケースについては、一旦、専門職が成年後見人等に就いたとしてもその後、生活が安定して生活課題について大きな変化が想定されない場合については、市民後見人に交代また選任されてもよいのではないかと考えられます。

21 ページ以降の資料は高松家庭裁判所がまとめた資料です。県内の申立て事情など参考として資料を付けさせていただきました。以上、三

	豊市における成年後見申立ての現状の報告でした。
西谷会長	<p>ありがとうございました。今の報告につきましてご意見がありましたらお願いします。ありませんか。</p> <p>では、私から質問いたしますが、17ページの市長申立てと高齢者虐待との関係についてお話いただきましたが、この関係は全国的にも同様の傾向がみられているのでしょうか。</p>
事務局（細川）	この傾向につきましては今回、三豊市がまとめたもので、全国的に同様の資料があるかどうかについては把握していません。
西谷会長	<p>他にいかがでしょうか。後ほど、何かお気づきのことがありましたらご発言をお願いします。</p> <p>では（3）関係機関との連携について、県社協の十河委員をお願いします。</p>
（3）関係機関との連携について	
・ 県社協	
十河委員 （県社協）	<p>先ほどの事務局の説明のとおり、三豊市の中核機関の一部を県社協でも協力させていただいていることと、併せて県内全体の取組みや進め方についてご紹介できらと思います。</p> <p>資料 25 ページ以降に記載していただいていますので、そちらを御覧ください。25 ページ下側に香川県内の各市町の成年後見制度利用促進の取組み状況を掲載しております。県内では令和 4 年度中にすべての市町で中核機関の機能を備えるということで、今、進められています。小豆島町が年内途中になるとお聞きしております。</p> <p>香川県全体で各市町の取組みをサポート、応援する仕組みについては、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会のそれぞれの専門職団体の協力のもと進めてきた体制や機能について 26、27 ページにまとめています。</p> <p>この 26 ページ資料右側にピンク色をつけています「かがわ後見ネットワーク」についてですが、こちらは、それぞれ専門職団体と、県、県社協、それからオブザーバーとして高松家庭裁判所にもご協力をいただいて、香川県内全体で権利擁護の仕組みをどう作っていけるのかについてこの 10 年以上継続して協議を続けております。香川県では、それぞれの市町の成年後見の利用促進取組をサポートすることを目的として、それぞれの専門職団体のみなさんにそれぞれのご担当になっていただき、それぞれの協議の場やケース検討の場に専門職の方にご協力していただく仕組みを作ってまいりました。</p> <p>27 ページでは、各市町の取組みに県や圏域でどう関わっていくかということで、主には専門職のみなさんのご協力を調整させていただいたり、それから、人材育成の取組み、広報、市民後見人の養成研修に関し</p>

ては基礎部分を県内全体で教材を作ったりと、まだまだ、これが十分機能しているということではないと思いますが、県内全体で取り組みを進めているところです。

先ほど事務局から説明のあった第二期成年後見制度利用促進基本計画の「優先して取り組むべき事項」の中で「都道府県の機能強化」というところはかなり大きく取り上げられています。ここは、第一期と大きく違うところで、この部分が第二期ではかなりクローズアップされていると私どもも認識しています。

なぜ都道府県の機能強化が取り上げられたかといいますと、第一期の基本計画の中で比較的規模の大きい自治体に関してはいろいろな取組が進みましたが、人口規模の小さい地域では、権利擁護支援の仕組みがなかなか構築されなかったということが課題に挙がってきたと聞いています。そのような中、一つ一つの市や町の取り組みではなく、広域だとか県内全体でできるような仕組みが第二期計画の中で進められないかということで一項目として掲げられています。香川県内では、このかがわ後見ネットワークの取組みを都道府県の機能の一つとして考え、継続して取り組みを進めているところです。

28 ページでは、今後の取組みとして課題を何点かとりあげています。第二期の基本計画の中で一点触れられているのが、制度改正に向けた協議・検討ということが挙げられます。制度としては、はじめに西谷会長の話で、「制度の見直しを含めて考えていくときではないか」というお話がありましたが、今、国では民法改正に向けた検討がスタートしています。ただ、法律の改正ですのでかなり慎重なものと時間を要すると聞いています。この成年後見制度は、現行では一度利用を始めると、よほどの事情が無い限り制度利用を止められないのですが、今後の民法改正の協議の中で、本当に必要な時に本人の権利擁護のためにスポット的に使えるような仕組みに変えていけないかということが協議されていると聞いています。

今後、議論が進めば、一旦制度利用を始めたら亡くなるまで利用していくものではなく、いつ使っていつ止めるかといったことや、どういう場面で使うか等も含め、ご本人の意思をどうサポートできるかといった広い意味を含めた意思決定支援も進むと思います。またこの意思決定支援についても、第二期計画ではかなり強めに書かれていると思っています。先ほど嶋田委員からの話にあった市民後見人に関してですが、もちろん市民後見人としてケース受任して活動することは、まず目標にはあると思いますが、そういった広い意味での意思決定支援に協力していただける地域の大切な人材として市民後見人の役割は今後増々大きなものになると思います。

28 ページ上側に、継続的に後見ネットワークとして取組みを進めていく等々、県社協としての方針を書かせていただいていることと、各中

核機関・各市町でいろいろな取組みが進められていますが、それぞれ取組む中でいろんな課題が出てきていますので、それぞれの市町の課題について話せる場を「中核機関連絡会議」という名称で設けていますので、そこで県全体で皆さんにご協議いただくようにしています。

最後に 28 ページ下側では県社協として継続した課題について何点か挙げています。

1 点目は成年後見制度以外の権利擁護支援の仕組みの充実ということです。これについては、第二期の計画の中でも成年後見制度利用促進法というのは、成年後見制度の利用数を単に増やすことを目的としていないことがきちんと書かれています。成年後見制度も含めてご本人をサポートできる、ご本人が意思決定できるような仕組みを地域の中でどのように作るかがこの利用促進法の大事な位置づけと考えています。

もちろん成年後見制度が必要な人には制度にきちんとつながることが大事ですが、それ以外の生活支援や本人の意思決定支援も含めた権利擁護支援の充実が必要だと考えています。

その上で「死後事務」と「キャッシュレス化」というキーワードも挙げています。今、社協の財産管理として日常生活自立支援事業や成年後見制度でもお金の管理に関するいろいろなお手伝いをしていますが、今、現金を介在しないやり取りが増えてきていると思っています。そんな中、今まで通りの現金をベースにしたサポートが成り立たなくなる可能性があると考えています。本人がどんなふうにお金を使いたいかを一緒に考え、そういう意味での意思決定支援も大事かと思っています。

それから三つ目、社協として日常生活自立支援事業や法人後見事業が継続できる仕組みづくりとあります。先ほど民法の改正の中で、制度を一度使い始めても必要性が終わればやめる仕組みになっていく可能性が検討されていると申し上げましたが、やはりそこに至るまでもう少し時間がかかると思います。となれば、当面社協が取り組む日常生活自立支援事業や法人後見事業がある程度活動できるような体制が必要となると思います。

先ほど嶋田委員から、社協は個別支援や目の前の人の支援もそうですがその人を支える地域をどうやって作っていくかという話がありました。社協の一つの組織の中で部署が分かれながらいろんな取組をしている、そういう市町社協の取組みを県社協としてもきちんと支えていけるようにしたいと考えています。

それから、子どもの権利に関してはまだ十分に議論は進んでいませんが、未成年後見も含めた子どもの権利をどう考えていくのか、ここも一つ課題として挙げています。

また、担い手ということですが、先ほどの市民後見人の話を挙げています。そういった活動を支える財源をどう考えるか、またそれを支える県社協の体制整備についても課題として挙げさせていただきました。

	<p>県内のいろんな市町の協議会や圏域のネットワークの会議に参加する中でいろんな課題が出ています。いろんな仕組みはあるけれど、そこにまだつながっていない人にどうつながるかも併せて課題になっていると思いますし、担い手をどう支えるか、その点については専門職団体からもなかなか後見の担い手を探していくのが大変な状況になっているということを各会でも聞いています。後見制度利用希望だけが増え続ければおそらく担い手の課題は解決しないと思いますので、後見制度以外の部分を充実させていくことをしっかり考えていきたいと思います。</p> <p>今後の具体的取組みというよりも第二期成年後見制度利用促進基本計画を基に、今後の課題の部分を中心に説明いたしました。今後、三豊市や県全体の取組みや課題、改善点を県全体のネットワークを通して収集し、必要なものは全国に伝えていけるようにしていきたいと思います。</p>
西谷会長	<p>ありがとうございました。ただいまの説明の内容についてご質問、ご意見ありましたらお願いします。</p>
筒井委員 (高齢者分野関係者)	<p>二点お伺いしたいのですが、一つ目は、いつ使っていつ止めるかといったスポット的利用についてどのような場面を想定しているのかということと、二つ目はキャッシュレス化の方法として具体的イメージがありましたら教えてください。</p>
十河委員 (県社協)	<p>スポット的利用場面として、例えば障害のある方の例でいいますと、日常生活自立支援事業を使いながら本人の生活を支えている中で仮にご家族に不幸があり、相続の手続きが発生したような場合です。本人にはご自身では相続の手続きをする力がないということで成年後見制度を使う場面というのがあると思います。しかし、本人はそういう法的な手続きを除けば日頃は日常生活自立支援事業や他の福祉サービスで生活が成り立っているケースですね。現行の制度ですと、成年後見制度を使い始めるとご本人が亡くなるまでで制度利用が続いてしまいます。こういった場合は相続手続きが完了するまで成年後見制度を利用し、完了したら制度利用を終える、こういう場面が想定されると思います。</p> <p>キャッシュレス化のイメージですが、今は、本人との話し合いの中で、どういう風にお金を使っていくかの話し合いの過程を大事にすることを重ねているところです。様々な縛りとか仕組みとかで括ることは簡単ですが、やはりそこは本人がどう生きたいか、どう使いたいかという意思の尊重にかける時間を大切にしたいと思っていますのでこれに関しては現在、有効な方法は出ていません。</p>
筒井委員 (高齢者分野関係者)	<p>ありがとうございました。</p>
西谷会長	<p>その他いかがでしょうか。また後程お気づきの点がありましたら願</p>

	<p>いします。</p> <p>では、次へ進めまして、今日お集まりの委員の皆様は、それぞれ所属が各関係機関から出席を賜っていますので「関係機関との連携」をテーマとして、ご発言をいただけますか。</p> <p>医療機関ということで大塚委員からお話を伺いたいと思います。お願いいたします。</p>
<p>・医療機関、介護施設、障害者施設</p>	
<p>大塚委員 (医師会)</p>	<p>皆さんのお話を伺っておりまして、今日の報告の中でセルフネグレクトの方がいるという話がありましたが、この方たちは自分自身の状況を受け入れられないために、サービス利用等を拒否されておられると思います。本当はそういう状態である本人が苦しんでいるのですが、それを誰も理解してくれないという状態でそうなっている方が多いのではないかと思います。自尊感情もあり、なかなかサービスの利用がしにくかったり、家族にも誰にも迷惑をかけたくないという思いからという人もいます。周囲が理解してあげないとなかなか自分からは言い出しにくいと。このような場合、心理的には防衛機制と言いまして、何も考えないようにする、現状を考えたくない、自分はたいしたことはない等という方は、ご自身に不安を持っている場合があります。</p> <p>その不安は何かというと、自分の能力が低下すると共に自分の価値も下がっていると感じてしまうことです。しかし、人間の価値は、能力低下だけではなくいろんなものがあり、人間の評価というのは、価値観を拡大することができます。結構前向きになってみると、すべてが悪いわけではなく一部だけであると判ります。自分のいいところをみたり、楽しんだり、あるいはやりがいを感じることをやっていく。そうしていると周りからの支援を受け入れられるようになり、支援の拒否やネグレクト状態が緩和していく方もいらっしゃる。変われる可能性もありますので、その人が抱えていることを理解して対応していきたいと思います。初期集中でもそういう方がおられれば対応したいと思います。</p>
<p>西谷会長</p>	<p>どうもありがとうございました。先生の貴重なお話を今日、聞けて良かったと思います。高齢になると、周りの方が亡くなったり、仕事をやめたり、と喪失体験の連続となり、いよいよ一人ぼっちになる。ネットワークが無くなることで人間って変わってしまうというお話を聞いて勉強になりました。</p> <p>それでは、介護施設関係ということで、筒井委員からご発言いただけたらと思います。</p>
<p>筒井委員 (高齢者分野関係者)</p>	<p>施設として関連機関との連携と言いますと、基本的には入所されるときには後見人等が付いておられるので、その方と相談しながらいろいろ進めています。</p> <p>ただ、すでに入所されている方の中でもご家族との関係が悪く、お金</p>

	<p>の支払いがないという方も時にはいらっしゃいますが、まずは施設として家族と話しをしていく中で今のところは改善できています。それがうまくいかない場合は包括にご相談することがあるかと思っています。</p>
西谷会長	<p>ありがとうございました。 それから障害者施設という分野として熊川委員、お願いします。</p>
熊川委員 (障害者分野関係者)	<p>私の施設でもここ数年、後見人をお願いして就いていただいている状況があります。障害の方は入所されるときには両親や兄弟がいらっしゃいますが、在宅の方では、両親が高齢となりご両親が先にどこかの施設に入所し本人だけが残されるときには、後見人等をお願いして就いていただき、今後どうするかといった話になります。ただ、病気になり、そのまま退所という方の場合には、その後どうなっていくのか不安があります。</p> <p>また、地域の中では、高齢者で一人暮らしの方について、終活をどうしたいか気持ちがわからず、民生委員さんが困っているという話を聞くこともあります。今後どうしたいかの意思決定支援や死後のことをどうしたいかを地域の暮らしの中でそれぞれ考えていないと、後見人をつけるつけないに関わらず、その後の支援に困るなど最近、思いが強くなっています。</p>
西谷会長	<p>ありがとうございました。 意思決定を支援するということについては、難しい課題が山積していますので、これからも議論していく必要があるかと思えます。 では次に専門職として弁護士の立場から、秋月先生、ご発言をお願いします。</p>
<p>・専門職団体</p>	
秋月委員 (弁護士)	<p>今のお話を聞いていますと、課題解決型とか伴走型とか、それから地域づくりというお話が出てきましたが、私たち弁護士は法律専門職としてその方の法的課題解決という場面でスポット的に関わることは多いのですが、例えば、交通事故に遭われた高齢者と交渉をしても、その後、この方の金銭管理は大丈夫だろうか、とか、事務所に来るときに車の運転をしないと断っているけれど、自転車でふらふらしてきました等という話を聞くと、この方の日常生活はどうなっているのか気になる場合があります。</p> <p>他にも、破産をされている方の債務整理の受任をしますと、少し障害がおありなのかなとか、判断能力が不十分なのではないかなという方の場合、せつかく債務整理し、課題を解決したとしてもその方の生活はその後も続いているので、福祉的支援とか法律専門家による支援だけではその方の生活が支えられないこともあるかと思えます。また、そのことにご本人が気づいていない場合や、周りに本人を支える親族もいない場合は、この関わりが終わるとまた本人が一人になるのかなと不安に思う</p>

	<p>こともあります。</p> <p>課題解決だけでは終わらず今後伴走してくださる方が必要な場合には、やはり連携が必要だと日々感じています。幸いにも、三豊市の場合には市の方も社協の方も非常に連携がとりやすく、すぐにお問い合わせを持っていただけているということは、非常にありがたいと思っています。やはり専門職だけでは解決できないことはみんな関わってという方がやりやすいと思っています。</p>
西谷会長	<p>ありがとうございます。いろいろなタイプの連携が必要ではないかというお話でした。</p> <p>それでは、司法書士の原田委員、お願いいたします。</p>
原田委員 (司法書士)	<p>皆さんご存じかと思いますが、令和6年4月から不動産の相続登記が義務化されます。それに基づいて遺産分割協議をする機会が今以上に増えると思われまます。</p> <p>それに伴い遺産分割をすることが目的で成年後見制度を利用する人達の申立てが増えてくると思います。司法書士会のほうでも申立て相談や受任、それらの相談に対応したいと思っています。</p> <p>また、親族後見人の場合、相続や遺産分割については利益相反になることも考えられますので、特別代理人の選任といったことにも十分対応したいと思っていますのでよろしくをお願いします。</p>
西谷会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、社会福祉士の三瀬委員をお願いします。</p>
三瀬委員 (社会福祉士)	<p>私は社会福祉士として個人で事業をしているため、比較的后見人活動をしやすいので困難事例を受けることが多く、三豊市からもたくさんの相談があり、活動させていただいております。そのような中で私自身、日頃から、秋月先生に電話で相談したり、事務所に訪れたり、また、原田先生に相続の相談をしたりと、いろいろな方や職種の方と連携することが多くあります。</p> <p>最近のことで申しますと、被後見人が入院されまして、そこで後見人として医療関係者から「急変時や最期のときにどうしますか。」と問われたり、施設で本人と面会し、終末期の医療について本人と確認させていただくということがありました。</p> <p>ここ数か月は複数の方のご葬儀も出させていただいており、そのような中、普段から心がけていることは、本人が最期をどのように迎えたいかを確認することです。今の話とは別の方の入院時の話になりますが、その方も事前に終末期医療の話をしていたので、「本人はこう言っています。こういう希望があります。」と医療関係者に伝えまして「それならこうしようか」と本人の意思に沿った医療を受けることができたということもありました。</p> <p>後見人活動の中で、医療についての本人の意思については、事前に話</p>

	合いをしていなければ、私たちは、医療同意等はできませんので、このような課題はしんどいかなと感じています。
西谷会長	ありがとうございました。 では、三豊市社会福祉協議会 滝口委員お願いします。
滝口委員 (三豊市社協)	先ほど嶋田からいろいろと課題報告もいたしましたとおり、個々の支援も大事ですが加えて地域で支えられるような仕組みづくりを市社協としてめざしています。 また、今日のような会を開いていただきありがとうございます。顔の見える関係ができていますので今後ともよろしくお願ひしたいと思います。
西谷会長	ありがとうございます。 最後に、高松家庭裁判所のほうからもご発言をお願いいたします。
・家庭裁判所	
松岡首席書記官 (家庭裁判所 オブザーバー)	今、顔の見える関係という話がありましたが、三豊市は顔の見える関係が非常に整った体制を持っていると思いますし、地域をしっかり作るためにこれから地域共生社会へ取り組んでいただく姿勢も今日のお話を伺いよくわかりました。 そのような中、成年後見制度がより適正な形で、なおかつ、利用されやすいということを意識し、わかりやすい制度説明等をして利用をすすめていかなければいけないと改めて思ったところです。 家庭裁判所としては、香川県全体を見なければいけない立場であるとともに、また、司法の立場としての役割もご理解いただきながら適正に手続きを進めたいと思います。 当然ながらスポット運用も将来的には考えられておりますが、現行制度の法の下で適正に利用されることをまず念頭において、これからもお付き合いをいただければと思いますのでよろしくお願いいたします。
西谷会長	ありがとうございました。皆様のご発言を聞かせていただいて、審議会そのものがメゾネットワークであるのではないかという思いがして参りました。 ネットワークを上手く有機的に動かしていくためには、お互いの職能や役割を理解していないと、協働するチームとしては滑らかに動けないのではないかと思います。ネットワーク化というのは書かれているより難しく、その分重要なのではないのでしょうか。 それでは、次第の(1)～(3)まで併せて何か質問やご意見がありましたらお願いいたします。 続いて(4)その他に何かご意見はありませんか。
(4) その他	
秋月委員 (弁護士)	いろいろな課題が出てきたところかと思います。成年後見制度利用促進という以上は、受け皿の問題や持続可能な問題もあるかと思います

	<p>が、ここで、後見人を受任している立場からよく出てくる課題について一つお話させていただこうと思います。</p> <p>最近、専門職の中にもなかなか受け皿が無いという話も出てきておりますが、後見人の職務は非常に広く、裁量もあって本人支援のためにいろいろできるのですが、一方で特に田舎のような所では農地の不動産管理とか、またこれは地域に限らず言えますが、本人が施設に入所されますと空き家になったご自宅の管理ということが必ず出てきます。どなたかに貸している不動産についても、その管理について問われます。時季的なことで申しますと台風が来ますと、これらの管理をどうするか等の対応が生じます。このような時、本人の財産状況から対応できない場合、そのクレームがどこに入るかといいますとだいたい後見人に来て非常に困っているという話をあちこちで聞きますし、私も経験しているところです。</p> <p>後見人は広範囲な裁量と権限を持っていますが、後見人一人だけで対応するのは難しい話だと思っています。ですから空き家管理・不動産管理を含めまして後見人が、行政に相談しても、「後見人で考えてください。」と言われてしまったりすると、「後見人を受任できないのではないか。」という意見が出てきそうと思うことがあります。</p> <p>ここだけで話合っ解決する話ではありませんが、特に三豊市には不動産をお持ちの方が多くいらっしゃいますし、全国的な課題であるとも思います。制度利用の中で一つこのような課題があることをお伝えさせていただきまして、これからの議論が進めばいいと思っています。</p>
西谷会長	<p>ありがとうございました、</p> <p>実際に後見人活動をなさっておられ、そういう実例があるというお話でした。今後議論を進めていきたいと思っています。</p> <p>他にいかがでしょうか。</p>
十河委員 (県社協)	<p>先ほど、西谷先生から「意思決定支援というものは、そもそもどういったものなのか」というところから議論が必要」、三瀬委員からは、「終末期も含めてどう生きてどう亡くなっていくのか」、熊川委員からも「終末期をどう考えるのか」というお話がありましたが、これは、後見制度を利用していてもしていなくても、皆さんそうなのかと思っていました、障害があってもなくても、認知症であってもなくても、みんなどう生きてどう死んでいくのかについて考えることは、教育のところになるのかもしれませんが、それも利用促進のところの話だけではなく、もっと小さい頃から自分がどう生きていくのかそういう過程をどう踏んでいくのかという議論がこれからももう少し深められたらありがたいなと思っています。</p> <p>それぞれの立場でそれぞれの地域でどのような働きかけがあるのか一緒に考えていけたらありがたいと思います。</p>

	<p>もう一点、大塚委員の質問で、三豊市における日常生活自立支援事業利用の方のうち、高齢者よりも障害者が多い理由について考えていたのですが、実は今、香川県全体の割合としては障害の方の事業利用者が増えており、全国的な傾向とは少し違うのかもしれませんが。県内全体の利用者数も増えていますが、その中でも障害の方の利用傾向が高まっています。その理由が何かと考えたとき、高齢者の利用が減っているわけではなく、認知症高齢者の利用数は一定水準を保っていると思われます。おそらくはお亡くなりになったり、施設入所などで成年後見制度へ移行する方もおられ、日常生活自立支援事業の利用を使う方も多いですし、利用が終わる方も多いのではと思います、これがおそらく高齢者の利用がどんどん増えていない理由の一つにつながっているのではないかと思います。</p> <p>そこで、日常生活自立支援事業の利用が比較的に多い若い障害者の方については、使ったり止めたりを繰り返しながらかなり長いスパンで日常生活自立支援事業を使われている方が多いのかと思います。</p> <p>これに関してはこれから県内全体の分析が必要かと思っています。どういう年代でとか、障害の方がどのくらいこの事業を利用しているのかとか、また利用を始めたことで本人の権利促進につながっているのかなど、日常生活自立支援事業の利用傾向や状況の傾向の分析について考えていきたいと改めて感じました。また次回以降でこれらの状況を伝えさせていただきたいと思います。</p>
西谷会長	<p>ありがとうございました。その他いかがでしょうか。</p> <p>それでは、事務局に進行をお返しします。ありがとうございました。</p>
事務局 司会	<p>西谷会長、ありがとうございました。以上で本日の議題は終了いたしました。</p> <p>閉会にあたり健康福祉部長 藤田よりご挨拶申し上げます。</p>

5. 閉会

事務局 藤田部長	<p>閉会にあたりまして一言お礼を申し上げたいと思います。委員の皆様方におかれましては大変お忙しい中お時間を割いていただき、また、貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。</p> <p>本市におきましても認知症高齢者や療育手帳、精神障害手帳の交付を受けられている方も年々増加しております。すべての市民が自らの意思を適切に反映し、安心した生活を送るために、成年後見制度の必要性は益々高まってきております。</p> <p>本市では、香川県社会福祉協議会や専門職団体の方々のバックアップも受けまして三豊市社会福祉協議会とともに申立て支援や市民後見人の養成などに取り組んでいるところでございます。今後も市民後見人が三豊市から選任されることを目指しますとともに関係団体の方々との連携を密にし、支援体制の構築をさらに強化してまいりたいと思っております。</p>
-------------	--

	<p>す。</p> <p>アンケート等によりますと成年後見制度の認知不足が課題になっておりますので、必要な情報が必要な人に届けられ、制度の利用につながるよう関係団体の皆様と連携しながら周知啓発なども充実させていく必要があります、推進に努めてまいりたいと思います。</p> <p>最後になりますが、委員の皆様方におかれましては今後ともご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます、また皆様方の各方面での増々のご活躍を祈念させていただきます、簡単ではございますが閉会の挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。</p>
事務局 司会	<p>以上をもちまして、令和4年度 三豊市成年後見制度利用促進審議会を閉会いたします。長時間にわたりご審議いただきありがとうございました。</p>